

安全行動推進運動 埼玉

〈一人ひとりが安全行動推進者〉

実施要領



〔教育修了者シール〕

平成29年4月1日～平成30年3月31日

主唱者 建設業労働災害防止協会埼玉県支部・各分会
協賛 埼玉労働局・各労働基準監督署

1 運動の趣旨

建災防埼玉県支部においては、昨年度より「安全行動推進運動 埼玉」を実施してまいりました。

本運動は、リスクアセスメントにより導き出された安全対策の実効性をより期するため、働く一人ひとりが安全作業の基本に立ち返り、安全行動をより確実に実行していくこととしております。

県内建設業における平成28年の死亡災害は、会員各位をはじめ多くの関係者のご努力により、大幅に減少させることが出来ました。この減少傾向を更に進めていくため、本年度においても「安全行動推進運動 埼玉」を実施することと致しました。

会員各位におかれては、リスクアセスメントの実施と基本的な安全行動の推進を車の両輪と考え、本運動にご理解を頂き、積極的に実施して頂くようお願いいたします。

2 期 間

実施期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日

強調月間：平成29年9月1日～平成29年9月30日

3 主 唱 者

建設業労働災害防止協会埼玉県支部・各分会

4 協 賛

埼玉労働局・各労働基準監督署

5 実 施 者

各事業場（事業場とは県内業者にあつては会社全体を、県外業者にあつては支店又は営業所単位をいい、作業所を含む）

6 主唱者の実施事項

I 実施事項

- (1) 建設事業場に対し、実施要領、懸垂幕等により、本運動の周知を図る。
- (2) 賛同事業場の取りまとめを行う。
- (3) 賛同事業場の運動推進責任者に対し、研修会を実施する。
- (4) 報道機関、支部広報紙等を通じて広報活動を行う。
- (5) パトロール等を実施し、運動の実施・定着状況を確認する。
- (6) 運動の実施状況を把握し、結果を取りまとめる。

II 強調月間における実施事項

- (1) 県下一斉パトロールを実施する。
- (2) 運動の推進状況を把握し、定着を図る。
- (3) 埼玉県建設業労働災害防止大会において、運動の周知徹底を図る。

7 賛同事業場の実施事項

I 事業場の実施事項

- (1) 賛同事業者は、運動推進責任者を選任し、賛同書〔様式1〕を所属分会へ提出する。
- (2) 運動推進責任者の実施事項
 - ・事業場並びに作業所において、本運動実施の為の支援を行う。
 - ・作業所報告書〔様式2〕を取りまとめ、運動報告書〔様式3〕にて四半期毎に所属分会へ提出する。
 - ・作業所における、本運動の実施状況を確認する。

II 作業所の実施事項

- (1) 懸垂幕を掲示する。
- (2) 新規入場時教育等の際、運動資料(別紙)を積極的に活用し教育する。
- (3) 教育を受けた者に対し、教育修了者シールをヘルメットに貼付させる。
- (4) 運動資料(別紙)を朝礼広場、作業員休憩所等に掲示し、運動の周知を図る。
- (5) 作業所において、作業所報告書〔様式2〕を作成し、運動推進責任者に提出する。

本運動の実施要領ならびに、各様式は建災防埼玉県支部ホームページ(<http://www.kensaibou-s.com/>)よりダウンロードすることができます。

8 運動実施の流れ

① 事業者は運動推進責任者を選任し、賛同書〔様式1〕により運動への参加を表明する

- 賛同書〔様式1〕を所属分会へ提出する。
- 分会は取りまとめた賛同書を支部へ提出する。

賛同書〔様式1〕

② 作業所において懸垂幕を掲示し、運動の周知を図る

- 運動推進責任者は事業場並びに作業所に、本運動の概要を説明する。

懸垂幕



③ 新規入場時教育等の際、運動資料(別紙)を積極的に活用し教育する

- 運動資料(別紙)を朝礼広場、作業員休憩所等に掲示し、運動の周知を図る。

運動資料〔別紙〕

④ 教育を受けた者に対し、教育修了者シールをヘルメットに貼付させる

教育修了者シール



⑤ 作業所において作業所報告書〔様式2〕を作成し、運動推進責任者へ提出する

- 教育修了者の人数を集計する。
- 四半期毎に作業所報告書を提出する。

作業所報告書〔様式2〕

⑥ 運動推進責任者は、取りまとめた作業所報告書〔様式2〕の結果を運動報告書〔様式3〕にて分会へ提出する。

- 四半期毎に作業所報告書を提出する。

運動報告書〔様式3〕

⑦ 分会は、運動報告書〔様式3〕を取りまとめ支部へ提出する

- 四半期毎に運動報告書を取りまとめ提出する。